

特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会  
(富士山環境研究センター)  
研究倫理綱領

2020年11月27日改定

特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会

理事長 三浦 和彦

特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会（以下、「当会」と記す。）が設置する富士山環境研究センター（以下、「研究センター」と記す。）は、研究センターの設立趣旨に基づき、研究活動に携わる全ての者（研究者・職員）が、誠実に研究遂行するために遵守すべき研究センター研究倫理綱領（以下、「倫理綱領」と記す。）を定める。

○基本理念

研究者は、自らの専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらにこれらの知識、技術、経験を活かした創造的行為を遂行することにより真理探索を行い、得た知的財産を継承・発展させることにより社会へ還元することを目的とする。この基本理念に基づく研究者の行動規範を以下に示す。

○研究者の行動規範

1. 研究者の責任

研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上成り立つことを自覚し、研究者個人の私的な利益のためではなく、公益と福祉のために資する。

2. 研究者の行動

研究者は、関連法令及び当法人の規程等を遵守するとともに、良心に従い常に最善の判断と姿勢をもって自らの研究を遂行する。

3. 説明と公開

研究者は、研究成果を報告書・論文・講演などとして公表することにより、社会へ還元しなければならない。また、公表内容に対し説明責任を負い、誤りがあることが明らかとなった場合は、その修正を公表するべきである。

4. 研究活動

研究者は、研究の自由と真理探究のため論理的思考と独創的思考により活動することにより結果を得る。研究・調査・実験データを記録保存し厳正に取り扱うとともに、決して捏造・

改ざん・盗用等の知的不正行為に加担してはならない。

#### 5. 研究費の適正な使用

研究者は、公的な研究資金を関連する法令及び当法人諸規程に従って適正に使用する。決して、私的利益のための不正使用をしてはならない。また、故意的な不正使用のみならず、理解不足からおこる不意の不正使用もしないよう、公的競争的資金の使用方法の知識と理解に努めなければはならない。

#### 6. 研究協力等への配慮

研究者は、研究協力者に対し、その人格と人権を尊重し真摯な態度で接する。また、ハラスメントを防止しなければならない。

#### 7. 差別の排除

研究者は、研究活動の場において、常に公平・公正な態度で個々の人格と人権を尊重しなければならない。人種・性・宗教・思想・信条などの違いを認め、他人を差別しない。

#### 8. 利益相反

研究者は、研究の妥当性と社会的信頼を保つため、社会的および経済的な利益相反に注意し透明性を確保するよう努めなければならない。研究者と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

附則 この綱領は、2020年1月27日に施行し、即日発効する。

附則 この綱領は、2020年11月27日に施行し、即日発効する。